

第II期で検討すべき論点(案)

2020年8月7日
事 務 局

論点(1)

■ 提供主体についてどのように考えるか。

- ① ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの提供主体をどのように決めるか。例えば、地域ごとに申請に基づき提供主体を指定する場合、その地域の単位はどうするか。
- ② 提供主体にどのような義務を課すのか。
- ③ その他提供主体に関する論点はあるか。

(構成員等からの主な意見等)

- 国際的なインターネットの議論の中で、インターネットをコミュニティネットワークとして捉える動きがある。例えば地方のケーブルテレビやADSLについては、コミュニティネットワークとしての必要性を理解して維持しようと努めている地域の事業者が存在するため、こうした事業者にユニバーサルサービスを適用するののも一つの方策。【JAIPA】
- モバイルは、今後も競争を通じた民間主導の整備が十分に見込める状況であり、基金による維持ではなく競争による更なる利便向上を目指すべき。【KDDI】
- 基本的に競争が機能している競争地域(=採算地域)については、競争を通じて利用者利益が確保されることから、役務提供に係る規律等は不要であると考え。【KDDI】
- 一方、競争によるサービス提供が見込まれない非競争地域については、競争原理が働かず、利用者利益の確保が困難になる恐れがあることから、基金制度等の規律により利用者利益を確保する必要があると考え。【KDDI】
- 仮にコンパクトシティ等の取組が推進された場合でも、過疎地に残ることを選択する世帯が一定程度想定されることから、これらの世帯をどう支えていくべきかという課題は残存するものと考え。【KDDI】
- 競争環境下の既存サービスに影響を与える(料金・品質等の仕様変更等)制度改正はすべきでなく、非競争地域のサービス維持に必要な範囲(退出規制等)にとどめるべき。【ソフトバンク】
- 基本的に今までブロードバンドは地域の設備競争でエリア整備が進んできたことや、今後将来にわたって設備競争が必要であることを踏まえ、現在の競争環境に影響を与えないことが必要。【オプテージ】

論点(2)

■ 交付金による補填対象をどのように考えるか。

- ① 交付金による補填対象をどのように決めるか。(提供地域において提供主体が一者のみであることや、提供地域において赤字が発生していることを要件とするか。)
- ② 補填の額の算定方法をどうするか。
- ③ ブロードバンド網の中で、どの設備に生じる費用について補填対象とするか。
- ④ その他交付金による補填対象に関する論点はあるか。

(構成員等からの主な意見等)

- 全エリア整備に必要となる費用試算にあたって、固定・モバイルとも設備競争により事業者毎の提供エリアが区々となっていることを踏まえると、特定事業者の未提供エリアを当該事業者のみでカバーすることを前提とした試算をするのではなく、何れの事業者によっても提供されていない未提供エリアを対象に、様々な提供手段の中から、様々な提供事業者が最適な方法を選択できることを前提とした試算を行う必要があると考える。【NTT】
- 過疎エリアでごく少数の利用者向けに基地局を設置・維持する費用と当該利用者向けに個々に光回線を敷設・維持する費用を比較した場合、いずれが有利となるかはケースバイケースである。【NTT】
- 試算を行う場合、全国規模の局舎や電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤を有し、光ファイバ網の設備シェアが8割弱のNTT東・西が提供した場合での試算が、最も現実的でありコストミニマムになると考える。【KDDI】
- 民間主導の整備が見込めない光ファイバは、非競争エリアのブロードバンド環境を維持できる制度が必要。具体的には、維持が困難なFTTHや基地局向け回線について基金による維持を検討すべきではないか。【KDDI】
- 現行のユニバーサルサービス制度は、世帯100%カバーされた固定電話を維持するための支援制度であるが、例えば、国民が何にいくら拠出しているかが分かる等透明性を確保するためには、固定電話のユニバ基金とブロードバンドのユニバ基金を明確に分けて制度化することが必要ではないか。【KDDI】
- ブロードバンドサービスの提供事業者は厳しい競争下にあり、特に固定網の提供事業者は収益増が見込めない中、設備投資負担が重くのしかかっている。こうした現状を踏まえて議論を進めるべき。【JCOM】

論点(3)

- 交付金の負担の在り方についてどのように考えるか。
 - ① 交付金の負担対象主体をどのように決めるか。
 - ② どのように負担を按分するか。
 - ③ その他交付金の負担の在り方に関する論点はあるか。

(構成員等からの主な意見等)

- 異なるインフラ分野間でそのメリットを共有している場合に、通信の利用料のみで通信環境の整備を行うことが適切なのか、メリットを受ける分野と共同して整備を行うことが適切なのかを検討する必要があるのではないかと。【大橋座長】
- 現在のユニバーサルサービスにおいて、法制度上は事業者負担となっているものの、実態は番号転嫁によりユニバーサル料としてユーザーが負担している状況。ブロードバンドをユニバーサルサービス化した際には、現行制度のようなユーザー負担前提ではなく、最終的に利用者料金に跳ね返っていると看做しても、事業者が負担すべき。【長田構成員】
- 競争中立的で持続可能な仕組みを作ることが重要。【林構成員】
- 携帯電話の条件不利地域の対策には、既にユーザー・事業者から徴収する電波利用料が財源として用いられているため、ユーザーから徴収する現行のユニバーサルサービス料と同等の制度にするかは検討・整理が必要。【藤井構成員】
- 現状のユニバーサルサービス基金のように、コストを利用者に直接転嫁する方式では、さらなるコスト負担に対する抵抗が大きい。他方で、税による補填も難しいため、通信が持っている資源を活用して、コストをカバーする仕組みを考えるべき。具体的には、電波の価値を活用することが考えられるのではないかと。【三友構成員】
- トラヒックの増大の大きな要因となっているのが、いわゆるOTTの事業者等の動画トラヒックであることを踏まえると、こういったOTT・コンテンツ事業者等の負担論も検討すべきではないかと。【JCOM】
- ユニバーサル制度の対象はコンパクトシティに集約されない住居へのインフラの提供と考えられるところ、こうした住居に対しユニバーサルサービスを民間事業者の努力だけで対応することは困難であり、道路等の基本インフラが国等の補助を受けて整備されるのと同様に、国費による負担も検討すべきではないかと。【JCOM】
- 市街地と同様の扱いとされている過疎地では古い設備の更新ができていない状況もあり、国や自治体の負担を検討すべきではないかと。また、大手事業者と県内小規模事業者の差別化も検討すべきではないかと。【近鉄ケーブルネットワーク】